

菊陽町創業・スタートアップ支援 資金利子補給金



対象融資

- (1) 日本政策金融公庫が行う創業融資
- (2) 熊本県創業者支援資金
- (3) 地域金融機関が行う創業融資（要相談）

創業時に必要な資金の融資を利用した場合に
利子を補給します！

対象者

以下全ての要件に該当する方

- ・菊陽町商工会が実施する「創業セミナー」又は熊本県商工会連合会が実施する「創業スクール」を受講し、修了証を受領していること。
- ・修了証書を受領後3年以内に創業していること、または創業セミナー受講時に既に創業していること。
- ・創業後3年以内に対象融資を受けた方で、次のいずれかに該当すること。

- (1)個人が町内で新たに事業を開始していること。
 - (2)町内在住の個人が町内で新たに事業を開始していること。
 - (3)個人または法人が町内で新たに法人を設立し、事業を開始していること
- ・町税を滞納していないこと。（町外在住の個人は、居住地における市町村税を滞納していないこと。）

※ただし、菊陽町農業制度資金利子補給費補助金の対象者に該当する方は、対象外とします。

補給額

毎年1月1日から12月31日まで（計算期間）に支払った利子相当額。

※利率1.65%を超える場合には、1.65%相当額として計算します。

※融資金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円を上限として計算します。

※利子補給の期間は、融資決定後、返済が始まってから36か月分となります。

提出書類



申請に必要な書類

- ①交付申請書
- ②融資証明書
- ③町税に係る滞納のない証明書
※町外在住の個人は、居住地における滞納のない証明書を提出してください。
- ④創業した日が確認できる書類
個人事業の開業・廃業等届出書の写し、履歴事項全部証明書の写しなど
- ⑤利息額が確認できる書類
支払額明細書の写しまたは利息額の返済予定表の写しなど（金融機関が作成したもの）
- ⑥菊陽町商工会が実施した「創業セミナー」又は、熊本県商工会連合会が実施した「創業スクール」の修了証書の写し
- ⑦委任状
※菊陽町商工会に手続きを委任する場合

返済開始後、利子補給金の請求に必要な書類

- ①交付請求書
- ②償還証明書
- ③支払済額明細書の写しなど支払った利息額が確認できる書類
(金融機関が作成したもの)
- ④振込先の通帳の写し（見開き1ページ目）

申請方法

メール・郵送・窓口のいずれかで申請
メール : shoko@town.kikuyu.lg.jp
宛先 : 〒869-1192
菊陽町久保田2800番地
菊陽町役場 商工振興課 宛

申請期限

融資決定日の翌年の1月15日

詳しくは町ホームページをご覧ください。
(申請書類はこちらからダウンロードできます。)



【お問合せ・申請先】

〒869-1192 菊池郡菊陽町久保田2800 菊陽町役場 商工振興課
E-mail : shoko@town.kikuyu.lg.jp ☎ 096-232-2165